

ユーイック(株)都市居住評価センター 確認検査申請手数料

平成22年10月1日改定

手数料・支払方法・支払期日

◆手数料

- 確認検査業務の手数料は、種別(建築物、建築設備、工作物等)、規模(建築物の延べ床面積、建築設備の設置数等)等をもとに定めています。
- 直前の確認検査をユーイックで受けた場合と他の機関で受けた場合とでは、今回申請手数料が異なります。
- 検査の場合は、検査手数料の他に別途出張費が加算されます。
- 手数料は、非課税扱いです。

◆手数料の支払方法

- 引受承諾書及び請求書の受領後、下表の支払期日までにユーイックが指定する銀行口座にお振込み願います。尚、振込手数料は、お客様ご負担にてお願いいたします。

◆手数料の支払期日

確認	建築物	引受した日から7日(ユーイックの休日を除く。以下同じ)を経過する日
	建築設備	引受した日から4日を経過する日
	工作物	引受した日から4日を経過する日
中間検査	—	引受承諾書に定める中間検査予定日の2日前
完了検査	—	引受承諾書に定める完了検査予定日の2日前

表1 建築物の確認検査申請手数料

(単位：円/非課税)

床面積の合計：A ^{*1} (㎡)	確認	中間検査 ^{**2}		完了検査 ^{**3}		備考
		建築確認 ユーイック	建築確認 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
A ≤ 100㎡	81,000	50,000	114,000	65,000	129,000	
100㎡ < A ≤ 200㎡	95,000	68,000	144,000	82,000	158,000	
200㎡ < A ≤ 500㎡	123,000	80,000	178,000	93,000	191,000	
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	147,000	117,000	229,000	130,000	247,000	
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	186,000	155,000	303,000	185,000	333,000	
2,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	292,000	190,000	423,000	246,000	479,000	
5,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	401,000	245,000	565,000	318,000	638,000	
10,000㎡ < A ≤ 20,000㎡	565,000	320,000	772,000	435,000	887,000	
20,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	670,000	400,000	936,000	500,000	1,036,000	
50,000㎡ < A ≤ 100,000㎡	1,200,000	690,000	1,650,000	850,000	1,810,000	
100,000㎡ < A	1,550,000	1,000,000	2,240,000	1,190,000	2,430,000	
200,000㎡ < A	1,750,000	1,110,000	2,335,000	1,450,000	2,675,000	

※1 中間検査の場合は、中間検査を行う部分の床面積及び中間検査を行なう梁の支配面積の合計をAとします。

※2 建築確認ユーイック：建築確認を当社で受けた建築物
 建築確認他の機関：建築確認を当社以外の他の機関で受けた建築物

※3 中間検査ユーイック：直前の中間検査を当社で受けた建築物
 中間検査他の機関：直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築物

その他手数料の加算について

1 以下の①～⑧場合は、各々の定める手数料額を別途加算させていただきます。(大臣認定・任意認定は対象外)

- ① 階避難安全検証法 当該階の床面積に確認手数料の10%の額
- ② 全館避難安全検証法 当該建築物の延べ床面積に確認手数料の10%の額
- ③ 耐火性能検証法 当該階の床面積に確認手数料の10%の額
- ④ 防火区画検証法 当該階の床面積に確認手数料の10%の額
- ⑤ 限界耐力計算 当該建築物の延べ床面積に確認手数料の10%の額
- ⑥ 免震構造 当該建築物の延べ床面積に確認手数料の10%の額
- ⑦ 構造計算適合性判定 該当建築物は確認申請時に特定行政庁が定める判定手数料を別途いただきます。
- ⑧ 適判物件 上記⑦の事務経費として8,000円加算

2 ユーイックが行う構造的評価を受けた建築物は、確認申請手数料を20%を限度に減額します。

3 法に基づく中間検査がなかった建築物の完了検査手数料は、完了検査手数料額にその手数料額の20%(百円の単位以下は切り捨て)を加算します。

4 増築申請の場合で、既存建築物に不適合建築物への遡及適用がある場合は、その既存不適合建築物の床面積の合計

既存不適合建築物部分の面積の合計	耐震診断書が添付されている場合	その他の場合
A ≤ 1,000㎡	20,000	10,000
1,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	35,000	20,000
10,000㎡ < A	50,000	30,000

5 直前の確認済証をユーイックから受けていない場合の計画変更は、新規の確認申請手数料と同額とします。

6 計画の変更に係る部分の床面積の合計が50㎡以下の場合の計画変更申請手数料は48,000円とします。

7 その他、記載のない手数料については、別途協議します。

表2 構造計算適合性判定による申請手数料

(単位：円/非課税)

都道府県	構造計算が認定プログラム以外の方法により行われたもの					構造計算が認定プログラムにより行われたもの				
	≦1,000㎡	≧2,000㎡	≧10,000㎡	≧50,000㎡	50,000㎡<	≦1,000㎡	≧2,000㎡	≧10,000㎡	≧50,000㎡	50,000㎡<
埼玉	156,000	209,000	240,000	318,000	587,000	107,000	134,000	147,000	187,000	319,000
千葉	156,000	209,000	240,000	318,000	587,000	107,000	134,000	147,000	187,000	319,000
東京	156,000	209,000	240,000	319,000	587,000	108,000	134,000	147,000	187,000	319,000
神奈川	156,000	209,000	240,000	318,000	587,000	107,000	134,000	147,000	187,000	319,000

※埼玉県、千葉県、東京都、及び神奈川県の手数料です。
 ※上記以外はそれぞれの特定行政庁までお問い合わせ下さい。

表3 建築設備(ホームエレベーター・小荷物専用昇降機を除く)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位：円/非課税)

設置数：B	確認	変更確認 ^{※1}			中間検査 ^{※2}		完了検査 ^{※3}				備考
		直前の確認 がユーイック	ユーイックにて 確認審査中	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	昇降機		建築設備		
							中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
10≦B	24,000	13,000	13,000	24,000	28,000	56,500	28,000	30,000	29,000	31,000	
6≦B≦9					29,000	58,000	29,000	31,000			
2≦B≦5					30,000	59,500	30,000	32,000			
B=1					31,000	61,000	31,000	33,000			

- ※1 直前の確認がユーイック：確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
 ユーイックにて確認審査中：当社が確認審査中であった建築設備の計画を大規模に変更する場合
 直前の確認が他の機関：確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック：建築設備の確認を当社で受けた建築設備
 確認審査他の機関：建築設備の確認を当社以外の他の機関で受けた建築設備
- ※3 中間検査ユーイック：直前の中間検査を当社で受けた建築設備及び昇降機
 中間検査他の機関：直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築設備及び昇降機

表4 ホームエレベーターの確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位：円/非課税)

設置数：B	確認	変更確認 ^{※1}			中間検査 ^{※2}		完了検査 ^{※3}				備考
		直前の確認 がユーイック	ユーイックにて 確認審査中	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	昇降機		建築設備		
							中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
10≦B	17,000	9,000	9,000	17,000	28,000	56,500	28,000	30,000	29,000	31,000	
6≦B≦9					29,000	58,000	29,000	31,000			
2≦B≦5					30,000	59,500	30,000	32,000			
B=1					31,000	61,000	31,000	33,000			

- ※1 直前の確認がユーイック：確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
 ユーイックにて確認審査中：当社が確認審査中であった建築設備の計画を大規模に変更する場合
 直前の確認が他の機関：確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック：建築設備の確認を当社で受けた建築設備
 確認審査他の機関：建築設備の確認を当社以外の他の機関で受けた建築設備
- ※3 中間検査ユーイック：直前の中間検査を当社で受けた建築設備及び昇降機
 中間検査他の機関：直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築設備及び昇降機

表5 小荷物専用昇降機の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位：円/非課税)

設置数：B	確認	変更確認 ^{※1}			中間検査 ^{※2}		完了検査 ^{※3}		備考
		直前の確認 がユーイック	ユーイックにて 確認審査中	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
6≦B	11,000	8,000	8,000	11,000	18,000	27,000	18,000	27,000	
2≦B≦5					20,000	30,000	20,000	30,000	
B=1					22,000	33,000	22,000	33,000	

- ※1 直前の確認がユーイック：確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
 ユーイックにて確認審査中：当社が確認審査中であった小荷物専用昇降機の計画を大規模に変更する場合
 直前の確認が他の機関：確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック：小荷物専用昇降機の確認を当社で受けた小荷物専用昇降機
 確認審査他の機関：小荷物専用昇降機の確認を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機
- ※3 中間検査ユーイック：直前の中間検査を当社で受けた小荷物専用昇降機
 中間検査他の機関：直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機

表6 昇降機のみ(リユ-リ等)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位：円/非課税)

設置数：B	確認	変更確認 ^{※1}			中間検査		完了検査		備考
		直前の確認 がユーイック	ユーイックにて 確認審査中	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
10≦B	17,000	9,000	9,000	17,000	28,000	30,000	29,000	31,000	
6≦B≦9					29,000	31,000			
2≦B≦5					30,000	32,000			
B=1					31,000	33,000			

表7 工作物の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位：円/非課税)

種別・設置数他 ^{※1}	確認	変更確認 ^{※2}			中間検査 ^{※3}		完了検査 ^{※4}		備考
		直前の確認 がユーイック	ユーイックにて 確認審査中	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
令第138条第1項工作物	21,000	11,000	11,000	21,000	24,000	36,000	22,000	24,000	
令第138条第2項 第1号工作物	6 ≤ B				21,000	31,500	20,000	21,000	
	2 ≤ B ≤ 5	24,000			22,000	33,000	21,000	22,000	
	B = 1				23,000	34,500	22,000	23,000	
令第138条第2項 第2号及び第3号工 作物	A ≤ 10m又は H ≤ 4m	24,000			30,000	59,000	27,000	29,000	
	10m < A又は 4m < H	39,000			57,000	86,000	55,000	56,000	

※1 B：工作物の設置数

A：工作物の投影面積

H：工作物の高さ

※2 直前の確認がユーイック：確認を受けた工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合

ユーイックにて確認審査中：当社が確認審査中であった工作物の計画を大規模に変更する場合

直前の確認が他の機関：確認を受けた工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合

※3 確認審査ユーイック：工作物の確認を当社で受けた工作物

確認審査他の機関：工作物の確認を当社以外の他の機関で受けた工作物

※4 中間検査ユーイック：直前の中間検査を当社で受けた工作物

中間検査他の機関：直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた工作物

表8 手数料に加算される出張費

(単位：円/課税)

地域区分	地域 ユーイックからの距離：D (km)	出張費		備考
		日当	交通費	
地域：A	D ≤ 15	5,000	2,000	
地域：B	15 < D ≤ 30	5,000	3,000	
地域：C	30 < D ≤ 50	5,000	4,000	
地域：D	50 < D ≤ 100	10,000	8,000	
地域：E	100 < D ≤ 200	10,000	15,000	
地域：F	200 < D ≤ 500	20,000	25,000	
地域：G	500 < D ≤ 750	20,000	35,000	
地域：H	札幌、福岡、同等の距離	20,000	65,000	
地域：I	沖縄同等の距離	20,000	75,000	

※上記表は確認検査員1名あたりの出張費です。